

徳島県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年六月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六九、四六七人
鳴門	一五、三七一人
小松島・勝浦	一一、八一九人
阿南	一九、三二五人
吉野川	一〇、八二五人
阿波	九、八四〇人
美馬	九、七四七人
三好第一	六、五三六人
名西	八、二六七人
那賀	二、〇九九人
海部	五、一三七人
板野	二六、九五四人
三好第二	三、七五七人